

学校法人 YIC 学院 学校関係者評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 学校法人 YIC 学院は、YIC 学院の設置する専門学校各校のより実践的な職業教育の質を確保するため、教育活動の観察や意見交換等を通じて、各校の自己評価の結果を評価することを目的とした委員会を置く。

(委員の委嘱等)

第3条 委員会を構成する委員は、5名以上とし、YIC 学院各校の職員以外の者で次に掲げる者のうちから、各校校長もしくは担当理事が委嘱する。

- (1) 保護者
- (2) YIC 学院各校卒業生
- (3) 地域住民
- (4) 地元企業関係者
- (5) 高等学校関係者
- (6) その他教育に関する有識者

(役割)

第4条 委員会は、各校で行われた教育活動及び学校運営の状況についての自己評価の結果を踏まえた YIC 学院各校の評価を行い、その結果を校長に報告する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了となった場合において、委員及び学校の双方から特段の申出がない場合は、自動的に継続されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第3条第4号、第5号および第6号の委員に事故があるときは、代理の者が出席できるものとする。

2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、各校の教務部において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学校関係者評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月30日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部改正する。